

京情審答申第59号
平成18年10月19日

京都府知事
山 田 啓 二 様

京都府情報公開審査会
会 長 錦 織 成 史

公文書部分公開決定に係る第三者からの異議申立てに対する
決定について（答申）

平成18年3月15日付け8医第193号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が部分公開とした判断は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成17年11月28日、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対して「医療法人 〃 の平成15年度の決算関係資料（貸借対照表、損益計算書、財産目録）」を内容とする公文書の公開請求が行われた。
- 2 平成17年12月12日、実施機関は、上記請求に対応する公文書（以下「本件公文書」という。）を特定の上、条例第11条第2項の規定により、公開決定等をする期間の延長を行なうとともに、本件公文書に異議申立人に関する情報が記録されていることから、同人に対し、条例第14条第1項の規定により、意見照会を行った。
- 3 平成17年12月22日、異議申立人は、実施機関の当該照会に対し、本件公文書の公開については支障がある旨の意見書を提出した。
- 4 平成18年1月23日、実施機関は、条例第10条第1項の規定により部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、本件公文書の公開請求者及び異議申立人に通知した。
- 5 平成18年2月8日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行うとともに、同法第48条において準用する第34条の規定により、執行停止の申立てを行った。
- 6 平成18年3月15日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件申立てに対する決定について諮問した。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が異議申立書、意見書、異議申立補充書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 条例第6条第3号該当性について

実施機関は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書中の個別の金額については非公開としているものの、資産総額の部分のほか、収入金額、医療原価、販売管理費等の収入支出の総額がわかる部分（以下「本件情報」という。）についてまで、経営上の秘密やノウハウに属する情報には該当せず、公にすることにより異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないものと判断し、公開することとしている。

しかし、売上げ等の情報は、そもそも経営上の秘密としての性格を有するものである。さらに、激しい競争関係にある歯科医療業界において、異議申立人は、法人といっても個人医院であり、また、保険外の特別の治療を主な業務としていることから、収入と経費の割合等が他の歯科医院と異なるという実態がある。資産総額より詳細な情報が公開されると、こうした経営実態を推測できる根拠を与えてしまう可能性があり、異議申立人にとっての正当な利益が害されるおそれがある。

したがって、公開を予定されている本件情報は、異議申立人の経営上の秘密やノウハウに属する情報であるといわざるを得ないものであり、資産総額より詳細な情報を公開することは許されない。

2 決算情報の公開に係る医療法上の扱いについて

医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第52条第2項は、医療法人の債権者に限って財産目録等の閲覧を認めているものであり、広く第三者への閲覧を認めてはいない。府が広く第三者に情報を公開することとなれば、法が閲覧を認める対象を債権者に限った意味がなくなり、法の趣旨に反する結果となってしまう。

また、法第51条が医療法人に対して財産目録等決算書類の都道府県への提出を義務付けているのは、監督機関の監督を受けるためのものであって、一般に公開される必要性まで認めているものではない。情報公開とは、主権者たる府民がその事務の付託先である府の業務執行をチェックするためにこそ、その必要性が認められるべきものである。

したがって、府のチェックの結果・内容が一般に公開されることは首肯できるが、そのチェックの対象の元となる情報についてまで、一般に公開される必要性は認められるものではない。

さらに、実施機関は法の改正案を引用しているが、この改正案は現時点では成立していないものであり、本件処分における判断基準とされるべきものではない。

第5 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書及び実施機関の職員の口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 医療法人の財産目録、貸借対照表及び損益計算書について

本件公文書は、法第51条第1項において、医療法人が毎会計年度終了後2月以内に都道府県知事に届け出ることが義務付けられている決算に関する書類であり、かつ、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「施行規則」という。）第33条において、提出することが規定されている書類である。

その内容としては、財産目録には、当該医療法人が保有する全ての資産の金額（建物、医療機械器具、現金及び預金等）及び負債の金額（流動負債、固定負債）等が記載されている。

貸借対照表には、当該医療法人の資産として、流動資産、固定資産及び資産合計の金額が、負債として流動負債、固定負債及び負債合計の金額が、資本として欠損及び負債と資本の合計金額等が記載されている。

損益計算書には、その損益として、医業収益、医業費用、医業利益、医業外収益、医業外費用及び特別損失の金額等が記載されている。

2 医療法人について

医療法人は、医業の非営利性を損なうことなく法人格を取得することにより、資金の集積を容易にし、医療施設の経営に永続性を付与し、個人による医療施設経営の困難さを緩和する制度として、昭和25年の法改正により導入されたものであり、法第39条において、病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団を、医療法人とすることができる旨規定されている。

その運営については、医業の公益性と永続性を確保するため、各種の制約が課せられているところであり、法第54条により剰余金の配当が禁止され、法第42条により本来の医療施設の運営以外に行うことのできる附帯事業が限定されている。

さらに、法第41条の規定により、その業務を行うに必要な資産を有しなければならないこととされている。

3 条例第6条第3号該当性について

医療法人に関する法の趣旨が、公益性を有する非営利法人として地域社会から信頼されるべきものであることを踏まえると、経営上の秘密やノウハウに属するような情報でなく、条例第6条第3号に規定さ

れている競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないものについては、原則公開とする条例の基本理念に基づき公開すべきであると考える。

具体的には、財産目録に記載された差引正味財産（資産の総額）は、組合等登記令（昭和39年政令第29号）第2条第6号の規定により、医療法人の登記事項として定められており、何人でも閲覧することのできる情報であり、条例第6条第3号に規定する非公開情報に該当しない。

大科目に分類される流動資産及び固定資産並びに資産合計及び負債合計の各金額については、当該医療法人の経営上の秘密やノウハウに属するような情報は得られず、当該各金額を公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはない。

貸借対照表、損益計算書には、資産の総額の転記元となる金額が記載されているが、その合計金額についても、当該医療法人の経営上の秘密やノウハウに属するような情報は得られず、合計金額を公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはない。

4 決算情報の公開に係る法上の扱いについて

厚生労働省が現在、国会に提出している法の一部改正（案）によると、決算書類等の提出を受ける都道府県において、管轄する医療法人の経営状況に係るデータを整備し、各医療法人が提出した書類を閲覧に供すべきものとなっているが、こうした法改正の動きも、各都道府県の情報公開制度における公開実施の内容を踏まえたものと考えられる。

第6 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本理念は、その前文においてうたわれているように、個人のプライバシー保護に最大限の配慮をしつつ、公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、府の諸活動を府民に説明する責務を果たすため、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。

このような基本理念を実現するためには、府が保有する情報は公開を原則とするべきであるが、その情報の中には、公開することにより個人のプライバシーや法人等の正当な利益を損なうものもある。

このため、立法者は条例の制定に際し、制度の趣旨、公文書の公開

又は非公開に係る公益性、有用性等を総合衡量した結果、原則公開の条例においても、なお、例外的に非公開とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第6条において公にしてはならない公文書として具体的に類型化し、規定したものである。

しかし、同条各号に定める情報に該当するか否かについては、当該情報のみを取り出し、抽象的にとらえて判断するのではなく、当該情報を取り巻く諸事情をも考慮に入れ、個々の事例に即し、具体的に判断されなければならない。

2 具体的な判断及びその理由

異議申立人は、本件公文書に係る本件情報が、条例第6条第3号に規定する非公開情報に該当すると主張していることから、これについて検討、判断することとする。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、法第51条第1項及び施行規則第33条の規定により、実施機関が、医療法人である異議申立人から提出を受けた平成15年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書である。

それらの提出を求めている趣旨は、法が、医療法人に対し求めている非営利法人としての公益性を確保するため、適正な運営がされているか都道府県として指導監督することにある。

(2) 条例第6条第3号について

条例第6条第3号は、法人等又は事業を営む個人には、社会の構成員としての自由な事業活動が認められており、その事業活動上の利益も十分尊重、保護されなければならないことから、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記録されている公文書を非公開とすることを定めている。

(3) 条例第6条第3号該当性について

本件公文書である財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、法人の経理内容を記載した文書であり、法人の内部管理情報を記録したものであるが、法人の経理内容に関する情報であるからといって、そのすべてが条例第6条第3号に規定する法人の正当な利益を害するおそれがあるものと認められるものではなく、客観的に見て当該法人の経営上の秘密やノウハウが具体的に明らかになる情報についてのみ、非公開とすべきである。

本件処分においては、財産目録、貸借対照表及び損益計算書に記載された個別の内訳金額、取引先名、口座番号等の情報は非公開とされ

ており、公開することとされている本件情報は、財産目録においては、差引正味財産（資産の総額）、流動資産及び固定資産並びに資産合計及び負債合計の各金額の部分、貸借対照表及び損益計算書においては、資産の総額の転記元となる資本合計と大科目ごとの総額の部分に限られている。このように中科目以下が除外され限定された情報が公にされたとしても、客観的に見て、当該法人の経営上の秘密やノウハウが具体的に明らかになるものとは認められず、異議申立人にとっての競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

なお、異議申立人は、法第52条第2項は、医療法人の債権者に限って財産目録等の閲覧を認めているものであり、広く第三者への閲覧を認めておらず、実施機関が広く第三者に情報を公開することとなれば、閲覧を認める対象を債権者に限った同法の趣旨に反する結果となってしまふ旨主張する。しかし、この規定はあくまで、医療法人が、その債権者の利益保護のために、自らが行わなければならない財産目録等の公開について規定したものであって、実施機関が、法及び施行規則に基づき提出を受けた財産目録等について、条例に基づき公開・非公開を判断することを禁止するものではないことから、異議申立人の主張は認められない。

さらに、異議申立人は、法第51条が都道府県への提出を義務付けていることに言及して、情報公開とは、主権者たる府民がその事務の付託先である府の業務執行をチェックするためにこそ、その必要性が認められるべきものであるから、府のチェックの結果・内容が一般に公開されることは首肯できても、そのチェックの対象の元となる情報についてまで、一般に公開される必要性は認められるものではない旨主張する。しかし、「1 基本的な考え方」のとおり、公文書公開についての条例の基本的理念が、府が保有する情報を開かれた府政推進のために積極的に公開していくことにあり、また、その公開の判断に当たっては、条例第6条に規定する非公開情報に該当しない限り、原則公開とすべきものであることから、異議申立人の主張は認められない。

よって、異議申立人の主張には理由がなく、本件情報は、条例第6条第3号には該当しない。

3 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成18年 3月15日	諮問書の受理
平成18年 5月15日	実施機関の理由説明書の受理
平成18年 5月30日	異議申立人の意見書の受理
平成18年 6月 9日	第1回審査会
平成18年 8月 8日	第2回審査会
平成18年 8月17日	異議申立人の異議申立補充書の受理
平成18年 9月 8日	第3回審査会
平成18年10月17日	第4回審査会
平成18年10月19日	答 申